

「茂原市債権管理条例（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

意見等を受 けた人数
2人

処 理 区 分	件数
A 意見の主旨等を条例（案）に盛り込むもの	1
B 意見の主旨等を既に条例（案）に盛り込み済みのもの	1
C 今後の運用において参考とするもの	2
D 条例（案）には盛り込まないもの	7
E その他意見・要望等	9

番 号	項 目		市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
1	第3条	市長の責務	「市長は適正な管理に努めなければならない」とあるが、努力義務では意味がなく、義務とすべき「市長は適正な管理をしなければならない」と直すべきである。	義務を課する相手方が行政機関である場合、原則を示せばそれに従って行動することから、努力義務というよりは義務付けを表現しているものであります。	B
2	第5条	台帳の整備	台帳を作成する段階あるいは時期が不明確である。債権を台帳に記載する権限は各課にあると思われるが、作成する時期は債権を督促する意思決定したときとし、その旨を規定すべきである。	台帳の作成時期は、滞納債権が発生したときとなります。記載する内容は、規則に定めます。	D
3	”	”	作成された台帳の管理は条例上は市長であるが、主管課である財政課が行うはずで、主管課は各課任せにせず、主体的に関与すべきで、事務処理規程が定められていることが必要である。	台帳の管理は、各担当部署において適切に処理してまいります。	E

4	”	”	台帳の保存期間の明記がない。台帳はPCでの作成と思われるが、参考事例として、あるいは、同じことを繰り返す者に対する市庁舎内での対応のために、永久とすべきである。	保存年限につきましては、各担当部署において茂原市文書管理規定に則った扱いをしてみたい。	D
5	第6条	督促	市が請求する債権について、条例に債権の列記が必要と考える。	債権の列記については、公債権と私債権の区分は明確な判断基準や分類があるわけではなく、判例等により流動的なことから、条例に列記することは想定しておりません。	D
6	第10条	徴収停止	第10条に基づき徴収停止した債権を第12条第7号で債権放棄する必要があるのか。第10条は一時徴収停止ではないのか。	第10条の徴収停止とは、地方自治法施行令第171条の5の規定を準用しており、徴収停止とは地方公共団体内部の扱いにすぎず、債務者に対する債権を放棄する債務の免除とは法律的に異なることから、第12条において債権の放棄を規定しております。	E
7	”	”	第12条第7号の相当の期間を経て資力が回復したときは、自動的に徴収停止が撤回されて、徴収ができるのか。それを別途規定しなくてよいのか。	事情の変更により徴収停止を維持することが不適当となった場合には、直ちに徴収停止の措置を取り止めることとなります。	D
8	第12条	債権の放棄	第12条第6号において、「あるときから相当の期間を経過した後においても」という状態のとき放棄することではいけないのか。	債務者が無資力であるときは、それ以上回収する方法がないため、債権を放棄することとします。なお、資力の回復する見込みがあるときは債権の放棄を行いません。	D

9	"	"	<p>市債権の放棄に関し、事後に議会に報告することになっているが、事前に議会の承認を得るべきと考える。その報告内容について、個人情報保護法に触れない限度で、市民が公平感を感じられる程度に具体的内容を示すべきで、その項目を条例に明記し、それを受けて詳細な規定を規則に明示すべきである。</p>	<p>権利を放棄するには、法律若しくはこれに基づく法令又は条例に特別の定めがある場合を除き、議会の議決が必要となりますが、条例に規定することで、債権の放棄を議決の適用除外とするものです。この結果、徴収努力の末、どうしても回収に至らなかった債権について市長判断で放棄することが可能となり、時効期間満了や債務者の失踪の場合でも債権を延々管理しなければならない事態を解消することができます。</p>	D
10	"	"	<p>債権放棄したものだけでなく、債権の請求等行動をしているものについて、その発生、状況、結果を随時または定期的に情報開示すべきで、その方法については、上記に倣うべきである。正当な理由もなく支払いをしない者は、支払っている者に対し説明をすべきが当然のことであり、その代替措置として市が公表すべきである。その中には、当初から支払いが不可能な者もいることもある。その者に支払いを請求するのは無理であることが明らかであり、それぞれの免除規定の見直しを行うことも今後の検討課題とすべきである。</p>	<p>滞納者情報については、債権に関する情報は個人信用情報にあたり、個人情報の中でも「センシティブ情報」に該当します。人権を侵害するような行為は市の条例に記述するまでもなく、あってはならないことであります。いずれにしても、不公平感を持たれることのないよう、債務者個々の事情も考慮した上で、法令に基づき厳正に対処してまいります。</p>	D

1 1	"	"	<p>「資力の回復が困難であると見込まれるとき」等の判断あるいは「行方不明」の判断については、何をもちて判断するのか。これで必要十分というものが直ぐには出てこないが、事例を積み重ねるだけでなく、できるだけ判断材料の提示をすべきである。</p>	<p>「資力の回復が困難であると見込まれるとき」等の判断については、各所管の運用に任されるが、公平性の観点から債務者から判断となる資料の提示は受けるべきと考えております。</p> <p>「行方不明」の判断について、行方不明者の調査は、個人情報の保護に配慮し、戸籍の附表の入手により父母、兄弟姉妹等に所在確認するなど、あらゆる調査をしても居所が不明の場合に行方不明の判断をするものと考えております。</p>	C
1 2	"	"	<p>時効があるものについて、原則その中断をする、という基本方針が必要である。</p>	<p>市の債権は市の財産であることから、安易な放棄は行わないものとします。</p>	C

13	附則	附則関連	<p>経過措置の規定がない。その場合は、条例施行以前の債権については、原則管理しなくてよいことになる。しかしながら、債権そのものは残っているわけであるから、すべて放棄ということはないはずである。このため、条例施行以前の債権についても件数、内容等を調査し、台帳あるいは類似したものを整備し、条例施行以降に発生した債権とそれ以前の債権にその扱いに差がでないようにすべきである。そのため、附則にその経過措置として条例施行以前の債権についても台帳化し、その対応も新条例と同様とする旨を明記すべきである。</p>	<p>附則に（台帳に関する経過措置）を以下のとおり定めることとします。 （台帳に関する経過措置） この条例の施行の際、現に茂原市の債権を管理するために使用している台帳は、第5条に規定する台帳とみなす。</p>	A
14	その他	その他	<p>これまで担当課がそれぞれに対応してきたものと思われ、中には状況を見るうちに時効になってしまったものもあると思われる。そういうものの中でもやむをえないものもあつたであろうが、やはり、そのようなものでもオール市として判断すべきで、そういう判断をする際に条例化されていることにより、市自身も監視されているという立場に身を置くことは市の英断として条例化には基本的に賛成である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E

15	"	"	規則については、市長が定めるため明示する時期ではないとのスタンスと思うが、中には条例に組み込む必要のある条文もあるかと思われる。そのため、制定前に規則案を明示すべきである。	議決事項である条例制定を対象としたものであります。	E
16	"	"	市税、国民健康保険税、介護保険料、農業集落排水事業使用料、生活保護法第63条による返還金等、市営住宅使用料、学校給食負担金、奨学資金貸付金等の公債・私債の未納付金額が市の財政にどのような影響を及ぼしているのか、グラフ等でわかりやすく示して下さい。	未収金の状況は、8ページ以降をご覧ください。 なお、現時点で公表できるのは、平成22年度決算の内容となります。	E
17	"	"	パプコメは、お役所言葉の羅列でなく、わかりやすい言葉で解説する気配りが必要です。	ご意見を参考にさせていただきます。	E
18	"	"	多様な情報の伝達方法も考えるべきです。HPを見ない人、新聞を購読していない人、回覧板を見ない人、目の不自由な人、耳の不自由な人などが、市の情報から排除されないように配慮すべきです。	ご意見を参考にさせていただきます。	E
19	"	"	市の財政悪化は公債・私債の未納付も一因であることも訴えるべきです。	ご意見を参考にさせていただきます。	E

20	"	"	<p>この条例の施行に当たって事務量について想定しなければならないが、従前からの件数、今後毎年発生する件数及び情報収集の種類と手間等を勘案して、職員の増を見込まなければならないのかの判断、増やす場合の員数、あるいは増加する事務量の予想＝予算化しなければならないことになるが、やむを得ないと思料する。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきます。</p>	E
----	---	---	---	--------------------------	---

番号16について(未収金の状況と影響)

		調定額(円)	収納額(円)	欠損額(円)	未収金額(円)
強制徴収公債権	市税	15,270,650,257	13,336,125,412	119,740,580	1,814,784,265
	国民健康保険税	5,730,801,074	2,860,611,244	189,322,770	2,680,867,060
	後期高齢者保険料	566,981,800	555,423,400	936,300	10,622,100
	介護保険料	956,728,300	911,180,800	12,110,300	33,437,200
	農業集落排水事業分担金	19,725,800	8,000,000	0	11,725,800
	下水道使用料	774,960,687	762,983,065	864,496	11,113,126
	下水道受益者負担金	18,600,163	2,237,343	0	16,362,820
	保育料	399,918,370	398,358,190	111,400	1,448,780
	道路占用料	234,673,979	234,437,566	105,972	130,441
	河川占用料	2,622,428	2,472,042	0	150,386
	児童扶養手当返納金	1,162,820	1,027,540	0	135,280
	小計	23,976,825,678	19,072,856,602	323,191,818	4,580,777,258
非強制徴収公債権	農業集落排水事業使用料	125,299,014	122,621,575	114,102	2,563,337
	生活保護法第63条による返納金	13,434,451	11,701,121	0	1,733,330
	生活保護法戻入未済分	659,019	110,761	0	548,258
	小計	139,392,484	134,433,457	114,102	4,844,925
私債権	住宅使用料	74,459,989	62,535,600	0	11,924,389
	土地建物貸付収入	20,376,684	18,855,048	114,377	1,377,259
	奨学資金貸付	94,467,350	61,828,150	0	32,639,200
	光熱水費	3,385,430	3,383,664	0	1,766
	浄化槽維持管理費	1,535,550	819,500	0	716,050

学校給食費	421,597,345	416,895,269	0	4,702,076
学童クラブ利用料金	16,226,130	16,170,130	0	56,000
市営住宅修繕費負担金	594,470	578,343	0	16,127
小計	632,642,948	581,065,704	144,377	51,432,867
合 計	24,748,861,110	19,788,355,763	323,450,297	4,637,055,050

調定額とは、平成22年度において歳入されるべき額です。

平成22年度の未収金の一覧は、上記表のとおりです。

このうち、どの債権の収入がどういった事業費に充てられたかを主なもので説明いたしますと、

市税・・・一般会計のどの事業にも充てられます。

国民健康保険税・・・特別会計・国民健康保険事業費に充てられます。

後期高齢者保険料・・・特別会計・後期高齢者医療事業費に充てられます。

介護保険料・・・特別会計・介護保険事業費に充てられます。

農業集落排水事業分担金、農業集落排水使用料・・・特別会計・農業集落排水事業費に充てられます。

下水道使用料、下水道受益者負担金・・・特別会計・下水道事業費に充てられます。

保育料・・・一般会計の公立保育所管理運営費に充てられます。

住宅使用料、浄化槽維持管理費、市営住宅修繕費負担金・・・一般会計の市営住宅管理費に充てられます。

奨学金貸付・・・一般会計の奨学資金貸付費に充てられます。

学校給食費・・・一般会計の給食運営費に充てられます。

このように、それぞれの債権は各事業費に充てておりますので、未収金の与える影響は少なからずあります。

市税をとってみれば、収納額が増えれば、それを財源として何かの事業費に充てることが可能となります。

また、特別会計などは、国民健康保険税を例にとってみると、未収金が減り収納額が増えれば、保険税の抑制につながってまいります。

市といたしましては、負担の公平性の確保の観点から滞納はあってはならないことであり、また財政運営にも深く影響を与えるため、解消に向けて、さらに取り組んでまいります。